

**公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項**

1 業務の名称

公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託

2 業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

うち事業期間 令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

※令和8年3月31日（火）までは車両等の調達準備期間とし、本事業の業務委託料は事業期間の各年度に支払うものとする。

3 業務の内容

公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

4 業務の実施方法

企画・提案を募り、審査・選考を経て1者を決定し、業務を委託する。

5 応募資格

（1）応募者資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次のアからカの要件をすべて満たす者とする。なお、共同企業体においては、全ての構成団体がアからオの要件を満たし、構成団体のいずれかがカの要件を満たすことを必要とする。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者、又はこの募集要項で定める企画提案書の提出期限日までに有する見込みの者であること。

ウ 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

エ 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

オ 審査・選考を行う選考審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員ではないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員や顧問もしくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属するものではないこと。

カ 自家用自動車有償貸渡業の許可を受けていること。

(2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず共同企業体の代表団体（代表者）を決め、他の構成団体についても代表者名等を記載すること。代表団体は本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとする。なお、県からの業務委託料は、原則として（１）カの要件を満たす構成団体が受領し、当該構成団体から他の構成団体に所要額を支払うものとする。

イ 一つの団体が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら、自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ 代表団体及び構成団体を変更することはできない。

6 プロポーザル参加申し出に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申出書を提出すること。

※メール送信後、電話にて到達を確認すること。

(1) 提出書類：公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託企画提案募集に関する参加申出書（様式第1号）

- ・単独で参加する場合：様式第1号－1
- ・企業体で参加する場合：様式第1号－2

(2) 提出方法：電子メール（件名は「【参加申出】 公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託（会社名）」とすること。）

※メール送信後、電話にて到達を確認すること。（到達確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。）

(3) 提出期限：令和7年12月5日（金）午後5時まで

(4) 提出先：千葉県環境生活部温暖化対策推進課

エコオフィス・次世代自動車推進班

（メール）e-eco@mz.pref.chiba.lg.jp

（電話）043-223-4563

7 質問の受付

本件に関する質問については、以下のとおり質問票を提出すること。

ただし、提案の状況、審査委員会委員名等に関する質問については受け付けない。

(1) 提出書類：質問票（様式第2号）

(2) 提出方法：電子メール（件名は「【質問】 公用車E Vカーシェアリングモデル事業業務委託（会社名）」とすること。）

※メール送信後、電話にて到達を確認すること。

(3) 受付期限：令和7年11月28日（金）午後5時まで

(4) 提出先：千葉県環境生活部温暖化対策推進課

エコオフィス・次世代自動車推進班

(メー ル) e-eco@mz.pref.chiba.lg.jp

(電 話) 043-223-4563 ※6(4)と同じ

(5) 質問に対する回答：随時、県ホームページに回答を掲載する。

8 応募方法等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり企画提案を提出すること。

(1) 提出書類：下記「9 応募書類」に記載のとおり。

(2) 提出方法：電子メール（件名は「【応募】 公用車EVカーシェアリングモデル事業
業務委託（会社名）」とすること。）

※メール送信後、電話にて到達を確認すること。

(3) 提出期限：令和7年12月16日（火）午後5時（必着）

(4) 提出先：千葉県環境生活部温暖化対策推進課

エコオフィス・次世代自動車推進班

(メー ル) e-eco@mz.pref.chiba.lg.jp

(電 話) 043-223-4563 ※6(4)と同じ

(5) 留意事項：県がメールで受信できるデータは最大7.2MBであるため、その容量
を超えるデータを送付する場合は、分割して送るなどの対応をすること。

9 応募書類

(1) 企画提案書一式

ア 企画提案書（様式第3号）

・単独で参加する場合：様式第3号ー1

・企業体で参加する場合：様式第3号ー2

イ 企画提案概要説明書（様式第3号ー3）

様式にある項目に沿って提案内容を記載すること。

ウ 実施スケジュール

令和8年1月下旬を契約日とした場合の、事業完了までの各業務の実施スケジュール

エ 業務の実施体制（任意様式）

・本業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者を記載する。

・従事者の氏名、所属、役職、本業務における役割、経験年数、過去の主な実績
等を記載する。

・業務の一部について、あらかじめ再委託することを予定している場合は、
再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載する。

オ 会社（団体）概要（様式第4号）

・企業体で参加する場合は、全ての構成団体分を提出すること。

・契約受注実績については、県からの受注業務に限定されないこととし、本業務
に関連する業務実績を5年以内のもので3件以内とすること。

カ 見積書（任意様式）

- ・仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定・計上すること。
- ・見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載すること。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込み金額を記載すること。

(2) 提案にあたっての留意事項

- ・提案内容は採用された場合に、受託者が責任を持って実現できるものであること。
- ・企画提案概要書の書類には、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別又は推定できる文言等を記載しないこと。
- ・各文書のファイル形式はワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpg とすること。
ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PC の環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。(1 ファイルにつき、元のワードファイル等と PDF に変換したファイルと両方を送ってもかまわない)
また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。
- ・提出後の企画提案書の変更・差し替え等は認めない。
- ・企画提案は最優秀提案書を決定するためのものであり、提案書記載のとおり実施することを約束するものではない。

10 審査・選考方法

(1) 事前審査

応募資格を有する応募者が5者以上の場合は、事務局（千葉県環境生活部温暖化対策推進課）が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、審査委員会に参加する4者を選考する。事前審査の結果は令和7年12月18日（木）を目途に応募者全員にメールで通知する。なお、本審査を通過しない者は（2）審査委員会に参加することができない。

(2) 審査委員会

- ・県が設置する審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を受託候補者に選定する。
- ・審査委員会におけるプレゼンテーション・質疑応答等は、応募書類のみで行うものとする。
- ・審査委員会は令和7年12月24日（水）にオンラインにて実施する予定であり、詳細は応募者に別途通知する。

(3) 審査項目・審査基準

審査に当たっては、別表に掲げる項目及び基準により総合的に評価する。

(4) 選考結果

審査委員会の選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

1 1 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に参加申出書及び企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したとき。
- (8) 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) 著作権など第三者の権利を侵害した提案をしたとき。
- (10) 審査委員会を欠席したとき。
- (11) その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

1 2 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を受託候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 委託契約にあたっては、契約書を作成し、県と受託者双方で各1通保有する。

イ 企画提案書及び審査委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために行うものであり、選考結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので留意すること。

ウ 提案された企画内容をもとに、業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
(別添仕様書は、業務の概要を示すものであり、契約に当たっての業務委託仕様書については、受託者決定後、協議のうえ、県が作成する。)

エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

オ 業務の全部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。

カ 委託料の支払いは、精算払いを原則とする。

キ 本業務の委託料によって備品等の財産を取得することは認められない。

(3) 委託料の上限

金12,102,076円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記委託料は、令和 7 年 1 2 月定例県議会において、本事業の令和 8 年度・令和 9 年度債務負担行為を追加する令和 7 年度千葉県一般会計補正予算案が成立することを前提としている。

このため、当該債務負担行為の追加議案が不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結をしない場合がある。

その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

また、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

1 3 注意事項

- (1) この募集に係る契約は、令和 8 年度・令和 9 年度債務負担行為の補正予算案が令和 7 年 1 2 月定例県議会で可決された場合において確定させる。
- (2) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 前述の 10 により選定した最優秀提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は、委託契約の協議を中止し、次点者と協議を行うものとする。

ア 審査完了の日から契約締結日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けたとき。

イ 審査完了の日から契約締結日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和 57 年 12 月 1 日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

(別表) 審査項目・審査基準

審査項目		審査基準	配点
基本理解		・県が本事業を実施する目的や狙いを十分に理解した企画提案となっているか。	5
企画提案内容	①車両の調達	・調達する車両は、公用車としての利用及び県民・観光客の利用の両方に適した機能を備えているか。 (安全性、航続距離、カーナビゲーションシステム、その他必要機能)	15
	②カーシェア事業の運用（県民・観光客等利用）	・県民・観光客等が予約・精算等に使用するシステムは、利用者を問わず使いやすいものとなっているか。また、車両の利用（施錠、開錠や返却等）はスムーズに行えるものとなっているか。	10
	③カーシェア事業の運用（公用利用）	・公用での車両の利用（施錠、開錠や返却等）はスムーズに行えるものとなっているか。（煩雑な手続き等を要せずに利用できるか。）	10
	④カーシェア事業の運用（共通）	・車両の清掃や保守管理が適切に行われる内容となっているか。 ・利用者からの問い合わせやトラブル発生時に迅速に対応できる体制となっているか。	10
	⑤広報・普及	・EVカーシェアの利用促進、認知度向上が期待できる広報内容になっているか。	15
	⑥実施結果・効果分析	・EVカーシェアの効果的・効率的な運用に向けた分析、提案が行えるものとなっているか。	10
	⑦その他	・その他、提案者の側から独自に新たな視点の提案をするなど、本事業をより効果的に推進する工夫がされているか。	5
業務遂行能力	①業務の実施体制	・本業務の実施に当たり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が配置されているか。 ・確実な業務遂行が可能な体制となっているか。	5
	②類似業務の実績	・本業務と同様又は類似の業務の実績を有しているか。	5
	③スケジュール	・委託期間内で早期のカーシェアの開始が期待できるか。 ・作業手法、日程等が明確に示されており、実現に無理はないか。	5
経費の妥当性		・見積書に所要経費、算定根拠が明確に示されていて、経費の支出に合理的な内容であるか。	5
合計点			100